# 令和5(2023)年度 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要



令和5年8月1日~31日 愛センター50周年記念今昔写真展



令和5年9月24日 多文化共生支援ツドイバ「ベトナム料理で交流」の様子

#### センターの名前の由来

いのち・・・人が生きる根底にある最もたいせつなもの

愛……人を思いやる人間愛

ゆめ……多くの人との交流を図り、あらゆる人権問題の解決にむけた願い

センターの名前には、このような思いがこめられています。

令和6年(2024年)7月30日 茨木市立沢良宜いのち・愛・ゆめセンター



### 1 センターの概要

#### (1) 設置目的

基本的人権尊重の精神に基づき、社会福祉法(昭和26年法律第45条)に規定する隣保館として、地域住民の福祉の向上をめざし、市民に対する人権啓発を推進し、すべての人権問題の解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資すること。(茨木市立いのち・愛・ゆめセンター設置条例に基づき設置)

#### (2) 施設の概要

【本館】鉄筋コンクリート造3階建(一部4階あり。2階増築部は鉄骨造)

※令和2年度に屋上防水及び外壁塗装等の大規模改修を実施

敷地面積1,527㎡ 延床面積1,700.62㎡ 昭和48年(1973年)8月1日開館

【分館】鉄筋コンクリート造2階建

敷地面積791.46㎡ 延床面積614.67㎡ 昭和55年(1980年)5月13日開館(旧沢良宜青少年会館)

- ※令和4年度に屋上防水及び外壁塗装・空調設備更新工事を実施
- ※令和5年度に旧沢良宜地区共同農業施設耐震診断調査・耐震補強設計及び改修設計委託を実施
- (3) 運営体制等 館長、指導職員各1名、会計年度任用職員4名(相談員2・事務2)計6人 (令和6年7月30日現在)

#### (4) 利用案内

開館時間 午前9:00~午後9:30まで

体 館 日 日曜日、祝日、年末年始(12月28日~1月4日) 茨木市に暴風警報及び大雨特別警報発令時、震度5弱以上の地震発生時等

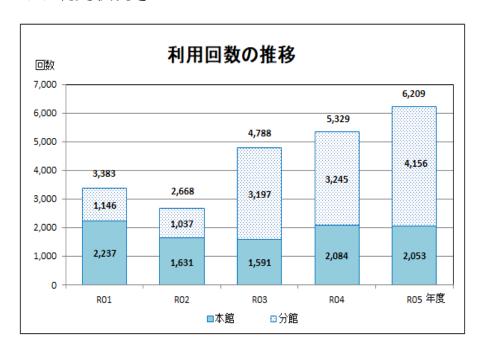
#### 利用受付等

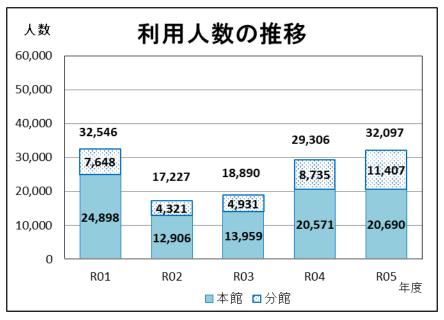
- 令和3年4月からインターネットによる利用申込開始及び利用料の口座振替が可能。
- ・ネットによる利用申込みは、利用しようとする日の属する月の3か月の1日から可能(抽選申込は4か月前の20日~末日)利用日の3日前まで可能。
- ・高校生以下の団体利用は、申請により利用料が半額。また市外居住者の利用料は2倍。
- 利用変更申請、取消しも含め1回のみ可能。
- 利用開始日の60日前までに利用申請を取り消したときは、利用料の10割還付、 7日前までは5割還付、それ以降は還付なし。

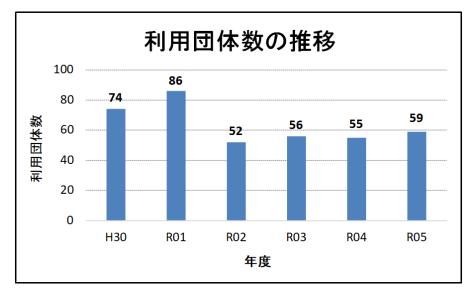


#### (5) 利用状況等

#### (利用回数・利用人数とも、分館におけるユースプラザの利用も含む。)







※利用回数の推移:R03よりシステム導入に伴う利用回数カウント方法を変更したため分館は増加



### 地域交流事業

地域住民相互の理解と交流の促進を目的に、委託事業(NPO法人はっちぽっちが

(1) 地	域交流行事・講座		して実施しています。			
事業名 第21回茨木みなみ地域ふれあいまち づくりフェスタ		非核平和パネル展	ほっとふれあいラジオ体操			
日時	R5.5.28(日) 午前11時~午	F後2時	R5.8.17(木)~8.26(土)(展示) R5.8.26(土)(戦争追体験講和)	毎週月・水・金(休館日を除く)		
内容	未就学児童向けステージ、愛センター 利用団体の舞台発表やこども向け手 作りコーナー遊び等を実施。 参加者 約700人(過去最高)		戦争中に、様々な悲劇を生んだ満蒙開拓に関する資料や、近隣小・中学校の児童・生徒による平和学習作品を展示。また、戦争がもたらす悲惨な実態の講和を実施し、非核平和を考える意識の醸成を図る。 参加者パネル展169人、講話17人	DVDに合わせてラジオ体操や元気いばらき体操を実施し、自身の健康管理や参加者の安否確認を行う。また、健康に関するミニ講座も10回開催。参加者 1,300人 ミニ講座 120人開催数 148回		
講座の 様子等			年はセンター開館 50 日年 17 a	・新型コロナウイルスは、第5類に移行されたが、高齢者の参加が多いことか		





ら、感染症予防対策を講じて実施した。

- ・体操後、交流の場を設けた。
- ・引き続き府の健活事業であるアスマ イルイベントとして実施することで、周 辺地域や市外からの新しい参加者も 増えた。

### 地域交流事業

地域住民相互の理解と交流の促進を目的に、委託事業(NPO法人はっちぽっちが 受託) として宝施しています

(1)	地域交流行事・講座	こして実施しています。 			
事業	第21回いばらきみなみ地域人権連 続講座【1回目】	第21回いばらきみなみ地域人権連続 講座【2回目】	第21回いばらきみなみ地域人権連続 講座【3回目】		
日 時	R6.1.19(金) 午後7時~午8時45分	R6.2.7(水) 午後7時~午後8時30分	R6.2.28(水) 午後7時~午後8時45分		
内(	ドラァグクイーン ベビーヴァギー氏 をお迎えし、「みんなで考えよう 性 の多様性」と題して講演。 参加者 現地118人(定員100人) 録画配信66人 ※ドラァグクイーン …誇張した女らしさや性表現でパフォーマンスを行う人物	一般社団法人 部落解放・人権研究 所代表理事 谷川雅彦氏をお迎えし、 「識別情報の摘示をめぐる裁判と差別 禁止法」と題して講演。 参加者 現地45人(定員100人) 後日録画配信は、講師の都 合によりなし	梅花女子大学教授 伊丹昌一氏をお迎えし、「発達症特性のあるこどもの理解と支援」と題して講演。 参加者 現地77人(定員100人) 録画配信95人		
	ドラアグクイーン	一般中国法人	ACCEPT COLUMN TO THE PROPERTY OF THE PROPERTY		

講座の 様子等









### 【参加者の感想】

・子どもたちのことを思いながら聞いて いて、立体的に考えを深めることができ た。

講演が終わって、気持ちが明るく、明日 も頑張ろうと思えた。

#### (2) 講習・講座等

地域住民相互の理解と交流の促進を目的に、委託事業(NPO法人はっちぽっちが 受託)として実施しています。

	手話連続講座 ~しゅわで会話しよう~	おとなのはじめての三線	はじめてのベトナム語
日 時	R5.7.14(金)~10.20(金)全9回講座 午前10時~正午	R5.9.15(月)~12月15日(月) 午後6時30分~午後8時 全13回講座	R5.10.14(土)~R6.2.10(土) 全9回講座 午前10時~正午
内 容	手話で簡単な日常会話程度のコミュニケーション技術を学ぶ。3期目。参加者 18人(延べ112人) 講師 山藤 美智子氏	沖縄の伝統楽器である「三線」の初歩を 学び1曲弾けるように指導し、また仲間 意識を醸成し、音楽を通じて地域貢献す る。2期目。 参加者 4人(延べ45人) 講師 松岡 茄珠乎氏	ベトナムの言葉や文化、習慣等の学びを通じ、コミュニケーションを図ることで、多文化共生の理解を深める。3期目。 参加者 12人(延べ67人) 講師 ドゥ・チャー氏 (識字・日本語教室学習者)
	RECEIVED AND ADDRESS OF THE PARTY OF THE PAR		トナム旧席器 - hor

講座の 様子等



#### 【参加者の感想】

・テキストに掲載している内容だけで なく、様々な表現方法を学び、手話が わかりやすくなった。

・手話は特別なものではなく、身近な コミュニケーションの一つだと感じた。



#### 【参加者の感想】

- 三線を思いどおりに弾くことはできない けれど、三線の音色に癒される。
- ・毎週金曜日が楽しみになった。参加者 と楽しい時間を過ごせたことに感謝して いる。



#### 【参加者の感想】

ベトナムの方と交流することがないの で、とても新鮮で楽しかった。

### (3) センター主催事業

3) ピノグー土性 <del>事未</del>						
事業名	愛センター50周年記念 今昔写真展	1日こども館長				
日時	R5.8.1(月)~8.31(月) 午前9時~午後8時	R5.8.17(木) 午前9時30分~午後11時30分				
内 容	会館50周年を迎えた愛センターの歴 史を振り返るため、愛センターにまつ わる懐かしい写真と現在の写真を比 較して展示した。 観賞者数 約350人	夏休み企画として、小学校3年~6年生を対象に、1日館長業務を体験してもらい、働く事の意味や重要性を考えたり、社会性を養う。こども館長 1人(申込2人) ※当日、1人は体調不良で欠席体験内容 来館者とのコミュニケーション、窓口業務、館内見回り、施設点検				
講座の 様子等	【鑑賞者から多くのありがとうのメッセージ】	CCE ES				



茨木には、次がある。6

(	(3) センター主催事業						
	事業名	スマートフォン等なんでも個別相談会	ダイバーシティアート展 「創楽(SORA)」				
	日時	R5.10.10(火)~10.17(火) R6. 2.13(火)~ 2.20(火) 午前10時~午後4時 定員:午前午後で各2名	R5.12.12(火)~12.16(土) (全体としては12/5~1/10)				
	内 容	集合研修でスマホ操作やアプリ使用方法を学ぶのではなく、個々のスマホに関する質問や悩みは多種多様であり、そこに着眼して愛センター職員が個別相談で対応。 相談件数:9件	年齢・性別・ジャンル等を問わず、みんなでアートの世界を体験しましょう!ということで一般募集し、各あいセンターで展示する。令和5年度も、「おにも見にクルアート展2023」として障害福祉課とも連携し、クイズラリーを開催。 沢良宜鑑賞者:133人				
		(語) あパセンター <b>国内に関</b> って 今さら聞けない スマートフむン等 なんでも 個別相談会 (実施期間) 10月10日 00~17日 00	令和5年度で5期目を迎えた。各種 団体等と連携することで、横のつな がりが広がり、会場も多岐にわたっ ており、令和5年度は新施設おにク ルの大きな空間で実施。				

講座の様 子等



### 【主な相談内容】

LINEアプリの使い方、写真アプリの 使い方、アドレス帳の編集方法、不要 な広告・宣伝等の拒否方法ついて









### (3) センター主催事業 (委託事業:大阪国際文化協会)

ر	1 679							
	事業名	多文化共生【IMS】事業 りっぷるルーム(オンライン日本語交流会)	多文化共生【IMS】事業 交流サロン「ツドイバ」					
	日時	R5.5.31(水)~R6.2.7(水) 計10回(月1 回水曜日に実施) 午後8時30分~午後9時30分						
	内 容	外国人及び外国にルーツある方にオンラインによる日本語学習を実施。毎回テーマを決めて、やさしい日本語でコミュニケーションを図る。 参加者 延べ124人(46人) ()は外国人参加者数	外国人及び外国にルーツのある方を対象に、テーマを決めて対面による 交流会を3愛センターで実施。 テーマ:①おにぎりで交流、②IMSの夏まつり、 ③防災を学ぼう、④ベトナム料理で交流、 ⑤インドネシア料理で交流、 ⑥やってみよう日本文化 ≪書初め≫ 参加者 ①15人(6人)、②25人(13人)、 ③4人(1人)、④29人(19人)、 ⑤20人(8人)、⑥6人(6人) ()は外国人参加者数					
	講座の	I-M S (-/ LZ) Ibaraki, Multicultural Space						

講座の 様子等











### (3) センター主催事業 (委託事業: 大阪国際文化協会)

事業名	多文化共生【IMS】事業 交流会	
日時	R5.10.22(土) 午前10時30分~午後0時30分	
内 容	「アジアウィーク」をテーマに、立命館大学茨木キャンパスにて、IMS事業の周知と外国のゲームをやってみたり、絵本を「歌で読み聞かせ」と「多言語で歌う」等、楽しみながら参加者同士の交流を図った。参加者 316人(20人) ()は外国人参加者数	
講座の様子 等		



## 3 沢良宜いのち・愛・ゆめセンターでの識字・日本語教室の取り組み 3学期制・全60回

【毎週月曜日】 R5.5.15~R6.1.29 ①午後6時~、②午後6時30分~、

③午後7時~1時間半 計30回開催

R6.2. 5~R6.3.25 ≪自主学習≫

【毎週木曜日】 R5.5.18~R6.1.25 午前10時~午前11時30分 計30回開催 R6.2. 1~R6.3.28 ≪自主学習≫

受講生 21人 (ベトナム11人、インドネシア2人、タイ2人、中国5人、韓国1人)

講 師 35人

自主学習参加者 延べ12人

学習方法 多文化共生事業のオンライン日本語交流会にも積極的に参加周知し、多くの 学習者が参加した。また、R6.2月~3月は任意参加として月曜と木曜に教室を解 放し、継続的な学習機会の提供を図った。

### ※ 識字・日本語教室とは

識字・日本語教室は、文字の「読み」「書き」を学び、日本の「ことば」を学ぶことです。「すべての人に文字を」と国際連合が呼びかけた1990年の国際識字年、その後「国際識字の10年」が呼びかけられ、世界でその取組が進められてきました。

大阪でも、およそ5~6万人の方が「よみ・かき・ことば」に不自由していることで、夜間中学校、識字学級、公民館等での日本語教室のほか、ボランティアによる日本語教室など、200か所以上が開設されています。そこでは、戦争や差別、貧困などの理由で学校に行けなかった人々や最近外国から日本に来られた方など、5,000人以上が学んでいます。学習者が増加する一方、支援者不足や支援者への研修機会が少ない等課題も発生しています。



### 4 相談事業等(令和5年度実績)

#### (1) 相談事業の概要

#### 【総合相談】

人権や生活上のさまざまな課題について、関係機関と連携しながら、相談者の立場に立ったきめ細やかな相談、 支援に取り組んでいます。

- 相談体制 総合相談員2名
- ・窓口開設時間 月~土曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで

#### 【特別相談】

・お仕事じっくり相談会 月1回(第1月曜日) R5実績 8件(R4:6件)

・くらし設計支援相談 月1回(第3金曜日) R5実績 15件(R4:12件)

• 外国人相談 随時 R5実績 22件(R4:20件 多文化共生支援事業と連携)

#### 【相談機能強化事業】

長期的、継続的な指導助言を必要とする対象者の支援を図るため、センター委託事業として、NPO法人はっちぽっちによる委託実施。

- 実施事業等: 土曜相談(第1・3・5)、夜間相談(予約制)、奨学金学費相談会(年2回)、
- 支援方策検討会(年5回)、相談に関する学習会2回『「やさしい日本語」で話してみよう〜外国人や高齢者、幼児等にわかりやすく伝えるためには〜』『認知症サポーター養成講座〜認知症のある方への接し方について〜』、相談員連絡会(月1回)

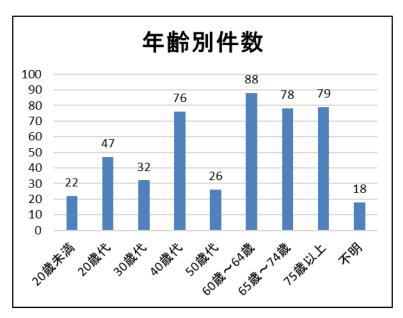
【はっちぽっちとして対応した相談件数等】 相談者数:26人 相談件数:延べ67件

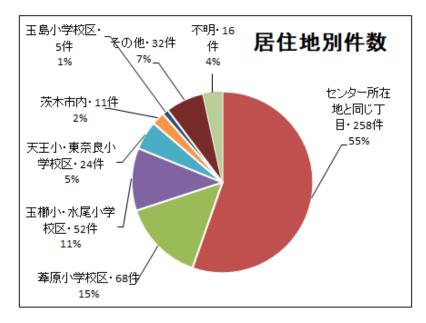
<相談件数(内容別5か年比較)相談員対応分(はっちぽっち除く)>

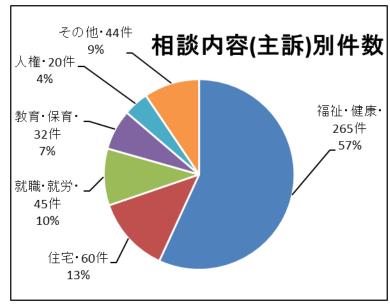
	健康・福祉	住宅	教育・保育	就職・就労	人権	その他	計
R01	256	41	60	51	68	81	557
R02	401	65	39	74	86	75	740
R03	335	58	22	26	47	52	540
R04	279	67	34	33	31	61	505
R05	265	60	32	45	20	44	466



#### (2) 令和5年度 相談件数等集約について(母数466件)









#### (3) 重層的支援体制整備事業(総合相談事業) ※令和5年度はプレ事業実施地域として南地域が選定されました。

南保健福祉センターと連携した相談件数 52件 主な内容は下記のとおり

- ① 地域の要支援者の見守り訪問。
- ② 子どもの学用品費が払えない。
- ③ お金も食べるものもなく、生活に困っている。
- ④ 学校を卒業してから社会的所属がない。
- ⑤ 指定難病の医療申請、児童扶養手当等の手続きがわからない。
- ⑥ 障害のある成人した我が子への生活支援ができない。
- ⑦ 就職活動中で何度応募しても、なかなか採用されない。
- ⑧ 外国にルーツのある対象者の転居にかかる支援。
- ⑨ セルフネグレクトで状態が悪化している対象者への支援介入。
- ⑩ 障害特性により養育スキルに課題がある。
- ⑪ 罹災された対象者への生活支援。

#### (4) 支援方策検討会

センター相談事業の対象者のうち、長期的、継続的な助言指導を必要とする者に対する支援を図るため、センター支援方策検討会を設置している。年5回の支援方策検討会、年2回の相談業務に関する学習会を行った。

内容については、地域での相談・支援活動を継続する中で発見された生活上の課題や、相談対応における課題について、解決方法等について話し合いを行うとともに、地域の関係機関との情報共有や連携に取り組む。

令和5年度の検討ケースについては、新規及び継続ケース含めて延べ10ケースについて検討

※事務局=特定非営利活動法人はっちぽっち(当該検討会は、相談支援機能強化事業としてNPO法人に委託を行い実施)



### 【支援方策検討会での主な内容】

#### 【ケース①】

60代男性。生活保護と年金で生計を立てているが家計管理ができない。対人関係や理解力・生活力にも課題が見受けられる。支援のための世帯分離や療育手帳の取得・福祉サービスの利用へとつなぎ、ある一定の支援の見通しができたため一旦終結としていたが、介護保険の申請対象となったことで適切なサービス受給についての支援方策を検討する。

#### 【検討結果】

療育手帳取得後、家事支援のヘルパーや訪問看護などの福祉サービスを活用しながら自立を目指していたが、対人関係や理解力の課題が大きく生活改善が見られない。福祉サービス外の支援を求めることが多く、相談員が直接支援を行う。また意欲低下に伴いひきこもり傾向となり、タバコと飲酒の量が増加し孤立状態が悪化。関係機関と連携し、日中活動を行える社会資源の情報提供とその活動への同行など直接支援をおこなう。生活の自立と日中活動の定着・介護保険の申請に向けて支援する。

#### 【ケース②】

10代男性。学校の就職活動で就職先が決まらないまま卒業し、社会的な所属がなくひきこもり傾向となっていた。対人コミュニケーション等に課題があり、就職活動をするも採用に至らない。発達特性が疑われるが、本人や家族の障害受容が困難である。本人と家族が希望する一般雇用の可能性について支援方策を検討する。

#### 【検討結果】

学校を卒業以降、家から出る理由がないことからひきこもり傾向となっていた。就職活動の前に自宅から外へ定期的に出ることを提案し、ユースプラザの協力を得て、調理のボランティアに参加。定期的なボランティア活動と面談のため、家を出て来館することができていたが、急遽家族の勧めでアルバイト勤務が決まる。本人の精神的な安定とアルバイトの定着に向けて見守り支援をおこなう。

#### 【ケース③】

60代男性。火災で住んでいた借家が全焼し、市営住宅に一時避難のため単身で入居。被災者の支援としてかかわる中、本人の判断能力や生活能力に課題があることがわかる。支援を望める親族はおらず、唯一同居していた子も身体障害がありグループホームへの入所が決まった。課題のある単身高齢者の自立した生活に向けての支援方策を検討する。

#### 【検討結果】

被災者支援として各種証明書や口座の再発行手続き、職場との調整や生活に係る支援を始めたが、本人の生活力に大きな課題があることから福祉的支援に切り替えた。関係機関と密にケース検討をおこない、本人の生きづらさに寄り添いながら日常的な見守りや生活支援をおこなった。本人の状態や支援の環境から、単身での自立生活は不可能と判断し、各関係機関と情報共有を図り支援した結果、本人と親族同意のもと施設入所に至った。

### 【支援方策検討会での主な内容】

#### 【ケース④】

50代女性。指定難病に罹患。歩行困難になったり、自宅内で転倒することが増える。勤務状況や服薬管理についても課題がある。出費に対する強迫観念が強く、必要な費用をも出し惜しむため有料の福祉サービスについては介入を拒絶する。本人の状態に応じた支援介入についての支援方策を検討する。

#### 【検討結果】

職場での見守りや地域の相談員が訪問を重ね、病状の進行を把握。立位の保持が困難であることや、歩行困難や 転倒を繰り返していることから、関係機関や医療機関との連携を図り、医療費軽減のために難病指定の申請を進め る。また、本人との関係づくりをおこないながら、本人に必要な福祉サービスの利用を促すとともに申請等の手続 きを支援する。

#### 【ケース⑤】

40代女性。3人の子と暮らす公営住宅にパートナーが不正入居状態となる。本人とパートナーともに就労はしておらず、障害特性から理解力や養育に課題がある。親子双方の原因から、子が不登校傾向となる。また世帯員全員が昼夜逆転傾向にあり、健康的な生活を送れていない。不適切な育児環境や不登校の改善、また、パートナーの自立支援と不正入居の解消に向けて支援方策を検討する。

#### 【検討結果】

子の登校は、関係機関と役割分担しながら通学支援をおこなった。パートナーは福祉サービスの利用を進める上で一時施設入所となる。事実上、ひとり親家庭となった本人に児童扶養手当・保育所入所・日常生活のサポート・福祉サービスの導入に向けて支援をおこなう。



#### (5) 課題及び今後の方向性等について

支援方策検討会での検討及び検討会委員からの意見を踏まえ、相談者固有の個別課題や共通する課題、またそれらに対する令和5年度の成果と令和6年度に向けた今後の方向性について、下記のとおり集約した。

#### ① 相談者からの主な個別課題

- 1 本人の対人コミュニケーションに課題があるも、福祉サービスにはつながっていないことから、一般雇用での就労が困難となる。
- 2 本人または世帯員が障害特性からくる生きづらさを感じていなかったり、障害受容をできなかったことにより、長年にわたり福祉サービスにつながっていない。
- 3 本人の特性から養育スキルに課題を抱える。食事や睡眠時間の確保・学校への登校など、子にとっての健康的な生活を送らせることが困難である。
- 4 単身高齢者の転居にあたり、関係性が悪い親族には支援を求められず、転居の手続きが進められない。
- 5 必要な福祉サービスの利用につながったが、対象者がサービス外の支援を望むため、サービス利用での課題解決に至らず直接支援が長期間に及ぶ。
- 6 理解力やコミュニケーション力に課題があるため、障害福祉サービスだけでは課題解決に至 らず、日常生活のサポートが必要となる。
- 7 親の支配が幼少期から続いたことによるトラウマから、自己肯定感の低さや対人関係がうまくいかないなど生きづらさを常にかかえている。
- 8 外国にルーツのある本人が日本で孤立しひきこもり状態になり、他者との交流を自ら遮断する。 /////// 次 な る

茨木 ^

#### ② 相談者に共通する主な課題について

- 1 本人または世帯員が障害を受容できない。幼少期から長期間にわたり適切な医療や福祉サービスにつながっていない。中高年になり障害特性からくる生きづらさが顕著に現れるなど、独自の価値観や障害特性への無関心がみられる。本人の特性から家計管理が困難である。
- 2 対人コミュニケーションに課題があることから、地域との関係が希薄となる。他者との接触が ないため、日常生活の様子がわからず要支援の状態に気づけない。また、状態が悪化してから発 見に至るなど、地域社会からの孤立が支援介入を遅らせる。
- 3 世帯員全員、またはそのほとんどに課題がある。世帯員それぞれの年齢や状況・特性等に応じた支援が必要であり、課題が複雑かつ複合的となっている。
- 4 関係が希薄な親族に支援を求めないため、本来は親族が担うべき支援を相談員に求める。また、精神的・物理的に頼れる親族がいないため支援が見込めないなど、親族関係からの孤立がみられる。
- 5 親からの長年にわたる支配や家事分担を頼られた子が、親からの期待に応えようと、本来大人がすべき役割をはたすなどケアラ―の生成につながる。



#### ③ 成果と今後の方向性について

#### 【成果】

- 1 社会保険労務士による「くらし設計相談」に相談者をつなげ、健康保険と国民年金の加入・退職後の家計相談 ・老齢年金の手続き・老後の資金・年金の確定申告・年金受取口座の変更手続きについてなど多様な内容の相談 に対応し、方向性等をみつけることができた。
- 2 「お仕事じっくり相談」で社交性に課題のある(対人関係に不安のある)相談者と、毎月継続して面談を行い 丁寧にサポートすることができた。同僚の金銭トラブル・契約満了による転職など就労に関する相談から生活課 題を発見し、当センター相談事業につなげることができた。
- 3 「くらし設計相談」や「お仕事じっくり相談」への参加が困難な相談者に代わり、代理相談をおこなうことで 必要な助言や情報を相談者に提供することができた。
- 4 認知傾向のある単身高齢者へ買い物同行や日常の見守りをはじめ、認知能力の低下による近隣住民とのトラブルを回避し、日常生活が円滑に送れるよう住民間の対応をおこなった。
- 5 日中の居場所がなくひきこもり気味の対象者に対して、関係機関と連携をしながら(対象者に興味のある)社会資源の情報を提供し日中活動のきっかけ作りができた。
- 6 外国ルーツのある住民が地域で孤立している現状から「外国にルーツのある方とその家族のための居場所づくり」を企画し、課題解決に向けて進めることができた。
- 7 単身高齢者や地域社会から孤立している対象者と信頼関係を築き、継続した見守り支援を行うことで、不安感 や孤立感の軽減につながった。
- 8 重層的支援体制整備事業のアウトリーチ支援員と密に連携をおこない、支援内容の役割を確認・分担をしなが ら対象者に必要な支援を行うことができた。
- 9 小中学校への子どもの送り出しが困難な世帯に対し、関係機関と連携しながら毎日の通学 支援を行うことで、少しずつではあるが登校できるようになった。
- 10 要支援状態の自覚のない対象者へ面談を重ね、必要な情報提供をおこなった結果、医療費助成や介護保険の申請につながった。



#### 【今後の方向性】(令和6年度に向けて)

- 1 相談を受けるにあたり対象者の課題の背景や、その背景に潜む要因等を分析することで、顕在する課題解決ではなく潜在する課題も含めた抜本的な解決が図れるよう支援する。
- 2 相談からつながった対象者に、当センターの事業や居場所スペースの利用を促すことにより安心・安全な居場 所の提供と継続した見守り支援を行うとともに、事業やセンターの資源を活用しながら、地域での出番や活躍の につなげる。
- 3 令和6年度から相談員が週5日勤務になることにより、相談員間の連携をより一層密におこない、相談機能の 充実と強化を図る。
- 4 生活相談から課題を発見し、必要に応じて当センター事業で専門家の対応による「お仕事じっくり相談」や「くらし設計相談」へつなぐなど、連携した課題解決に向けて積極的に活用する。
- 5 事例発表等の機会があれば積極的に活用し、センターでの相談活動を広く周知する。
- 6 地域での外国にルーツのある方とその家族の生活上の困りごとや、不安の解消を図るためのコミュニティづくりをおこない、また、小中学校と連携し、学校生活に課題や不安を抱える海外ルーツのある対象者世帯を、「外国にルーツのある方とその家族のための居場所づくり」につなげる。
- 7 令和6年度から市内全域で本格実施となる重層的支援体制整備事業に引き続き参画するとともに、当該事業の中核機関となる南保健福祉センターと密に連携をしながら当センターの役割を果たしていく。また、南圏域会議やエリア会議に参画することで各専門機関とのネットワークを強化するとともに、支援方策検討会を重層的支援体制整備事業の支援会議と位置づけ、当該事業の円滑かつ効果的な運用に協力する。